

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------	-----

第二十号の五様式

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生 寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
	①			
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

		従業者の数 (単位 = 人) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)
本市町村分	③		円
合計	④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 34.3 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤-第20号の2様式①又は第20号様式⑥-第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」

(第 20 号の 5 様式) 記載要領

- 1 この明細書は、法附則第 8 条の 2 の 2 第 4 項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和 2 年旧法」といいます。）附則第 8 条の 2 の 2 第 7 項若しくは第 9 項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付してください。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた地方公共団体（法附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項又は令和 2 年旧法附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第 14 条第 1 項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。）の写しも併せて添付してください。

なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄は、受領証に記載された内容を記載してください。
- 4 「2. 特定寄附金額の按分の計算」は、2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が、次のように記載してください。

(1) 「従業者の数(イ)」の欄は、第 22 号の 2 様式に記載した従業者の数を記載してください。

(2) 「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、②の欄の金額を④の(イ)の欄の数で除して 1 人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該 1 人当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。

なお、従業者 1 人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください（例えば、当該従業者の総数のけた数が 3 けたである場合には、小数点第 4 位以下の数値を切り捨ててください。）。

- 5 「3. 特定寄附金税額控除額の計算」は次のように記載してください。
 - (1) 「特定寄附金の額⑤」の欄は、2 以上の市町村に事務所等を有する法人は、③の(ロ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。
 - (2) 「控除額⑥」の欄は、この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
 - (3) 「控除対象法人税割額⑦」の欄は、2 以上の市町村に事務所等を有する法人は、第 20 号様式の⑥の欄の金額から第 20 号の 2 様式の②の欄の金額を控除した金額を記載し、その他の法人は第 20 号様式の⑤の欄の金額から第 20 号の 2 様式の①の欄の金

額を控除した金額を記載します。

(4)「税額控除上限額⑧」の欄は、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(4.9)